

石州瓦産業新事業創出支援事業費補助金交付要綱

（通則）

第1条 県が交付する石州瓦産業新事業創出支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）並びにその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、石州瓦工業組合または石州瓦協力会に加盟する製造事業者が取り組む石州瓦製造設備や技術等を活用した新規事業の創出に要する経費に対し補助金を交付することにより、経営基盤強化及び事業継続に向けた取組を支援し、もって石州瓦産業の振興に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- （1）石州瓦 石州瓦工業組合員が製造した瓦
- （2）白地 石州瓦協力会加盟企業が製造する、粘土を成形し乾燥させた瓦

（交付対象者）

第4条 この事業の交付対象者は、石州瓦工業組合及び石州瓦協力会に加盟し、島根県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定義する中小企業者とする。ただし、原則として石州瓦や白地の製造、釉薬製造、機械金属加工を行っている者とし、次のいずれかに該当する者は除く。

- （1）別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれかに該当する者
- （2）島根県税の未納の徴収金がある者

（交付の対象及び補助率）

第5条 知事は、石州瓦製造設備や技術等を活用した新規事業の創出を目的として行う別表に掲げる内容（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）が、交付決定日以降に事業に要する経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の区分、補助率、補助限度額及び補助期間等は、別表に定めるところによる。
- 3 この補助金の交付は年度内において1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、知事が指定する期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請内容を審査し、

補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について補正し補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 知事は、第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を交付決定通知書（様式第2号）により交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の申請をした者は、前条第3項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して7日以内に、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、知事に書面をもって申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（決定内容の変更等）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費に配分された額を変更しようとするとき。ただし、対象経費の合計額の20%以内の減を除く。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更がなく、かつ、補助目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更
 - イ 補助目的及び事業内容の変更がない軽微な変更
- （3）補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。
- （4）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 3 知事は、第1項の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件を交付決定変更承認通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知しなければならない。

（遂行状況の報告及び調査）

第10条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までに補助金遂行状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助事業の遂行状況等について必要に応じて、補助事業者に対して調査を行うことができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業を中止したときは、補助事業が完了した日（中止にあっては第9条第1項による承認を得た日）から起算して15日を経過する日までに、補助金実績報告書（様式第6号）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）があるときは、前項に定める実績報告書に補助金取得財産等管理台帳（様式第7号）を添えて提出し

なければならない。

(補助金の額の確定)

第 1 2 条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めたときは補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第 8 号）により当該補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第 1 3 条 補助金の支払は概算払及び精算払とする。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払及び精算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 9 号）及び補助金精算払請求書（様式第 1 0 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 ただし、概算払を受けようとする場合、補助金概算払請求書（様式第 9 号）の提出の他、概算払を受ける理由等を説明する資料を提出し、知事が必要であると認める場合においては、補助金の全部または一部を概算払することができる。

(交付決定の取消し)

第 1 4 条 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第 1 号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（補助事業者の責に帰すべき事由による場合を除く。）。
 - (2) 補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。
 - (3) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
 - (5) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
 - (6) 補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反したとき。
- 2 前項第 2 号から第 6 号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 1 5 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(加算金及び延滞金)

第 1 6 条 補助事業者は、前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたとき（第 1 4 条第 1 項第 1 号に該当して交付の決定が取り消されたことにより補助金の返還を命ぜられたときを除く。）は、その命令に係る補助金の受領の日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌

日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後においても、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

- 2 前項の場合において、補助事業者は自然災害その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、補助対象設備が毀損され又は滅失したときは、その旨を事故等届出書（様式第11号）により知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える取得財産等（以下「処分制限財産」という。）を知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

- 2 前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、やむを得ない事由により処分制限財産を前項に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ補助金取得財産等処分承認申請書（様式第12号）を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(事業成果等の報告)

第19条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度から5年間、毎年、補助事業に係る成果等の状況を、補助事業成果等報告書（様式第13号）により知事へ提出しなければならない。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を記載した帳簿を作成するとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業終了後（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）5年間保存しなければならない。

(補助事業等の公表)

第21条 知事は、補助事業及び補助事業者の名称並びに事業内容等について、補助事業者の利益に反しない範囲で、当該内容を公表することができる。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付の申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表

(第 5 条関係)

項 目	内 容
要 件	交付要綱第 2 条に掲げる本補助金の目的に合致した取組みであること
対 象 者	交付要綱第 4 条に掲げる事業者
対 象 経 費	謝金 専門家謝金 旅費 専門家旅費、職員旅費 庁費 会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、雑役務費、原稿料、資料作成費、原材料費、構築物費、機械装置費、工具器具費、外注加工費、技術導入費、負担金 委託費 事業の一部を委託する経費 その他経費 その他、本事業に必要な経費であって知事が特に必要と認める経費
補 助 率	補助対象経費の 2 / 3 以内（千円未満切捨て）
補 助 額	上限 3, 0 0 0 千円（千円未満切捨て）
補 助 期 間	交付決定の日から、令和 8 年 2 月 2 8 日まで